

第4章 知的創造サイクル確立に向けた施策（44事業）

1 知的財産の創造

（1）知的財産に関する情報提供・相談機能の充実強化

知的所有権センター機能の充実強化	県立試験研究機関の情報提供機能の強化
先行技術調査実施への支援	産学官連携による知的財産情報交流の促進
知的財産に係る人材のネットワーク化	知的財産活用事例の紹介

（2）中小企業の技術開発への支援

中小企業の知的財産経営の促進	専門知識を有する人材の派遣
中小企業の技術評価制度の創設	県立試験研究機関による技術支援の推進
共同研究の推進	研究開発費の助成
	インキュベーションの充実

（3）産業横断的な研究開発の推進

産業横断的研究の推進	各試験研究機関の連携強化
------------	--------------

（4）県有知的財産創造活動の活性化

特許等出願手続の見直し	研究員のインセンティブの向上
-------------	----------------

（5）山梨ブランドの確立

地場産業製品の山梨ブランド化の推進	農畜産物の山梨ブランド化の推進
地域団体商標登録の支援	

2 知的財産の保護

（1）中小企業が保有する知的財産の権利化への支援

無料相談の実施	出願等に対する支援	特許登録の迅速化
---------	-----------	----------

（2）試験研究機関の研究成果の権利化推進

知的財産専門家の有効活用	研究員の知的財産研修の推進
--------------	---------------

（3）県有知的財産管理体制の整備

研究管理要綱の標準化	知的財産権管理の最適化	知的財産の一元的管理
------------	-------------	------------

3 知的財産の活用

（1）知的財産を活用した事業化を目指す中小企業への支援

開放特許活用の促進	県内未利用特許等のデータベース化	ベンチャー企業への支援
知的財産権を担保にした貸付制度等の利用促進		販路開拓への支援
コンテンツ流通ビジネスへの支援		

（2）県有知的財産の活用の推進

研究成果の活用の推進	知的財産権の実施許諾の推進
県内企業への優先的実施許諾	研究成果合同発表会の開催

4 人材の育成

（1）知的財産に関する普及啓発の推進

シンポジウムの開催	知的財産フェアの開催	知的財産経営戦略塾の実施
知的財産教育の推進	顕彰の実施	広報活動の推進

第5章 戦略の実現に向けて

知的創造サイクルの確立による産業振興に向けて、庁内に戦略を推進する体制を整備し、今後3年間、スピード感を持って集中的に取り組みを進める。また、知的創造サイクルの確立に当たっては、企業、大学、行政が、これまで以上に連携を強めて取り組んでいく。さらに、知的創造サイクルの確立に向けた施策の実施状況を把握し、必要な見直しを適宜適切に行っていく。